

令和7年度全国高等学校総合体育大会 安来市医療救護実施要領

この要領は令和7年度全国高等学校総合体育大会島根県医療救護対策要項に基づき、令和7年度全国高等学校総合体育大会安来市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)が担当する競技会場等における選手、監督、役員、補助員、視察員、報道関係者等(以下「大会参加者」という。)及び一般観覧者の医療救護対策の実施について、必要な事項を定める。

1 組織の編成

医療救護組織の編成は原則として次のとおりとし、必要人数を配置する。

	本部長	医師	看護師	係員(教職員等)	補助員(高校生等)
救護本部	○			△	
救護所(競技会場)		○	○	△	
救護所(練習会場等)				○	
移動救護班				△	

(○：配置 △：必要に応じて配置)

※ 人数は、会場の規模、医療機関までの距離等、実情に応じて決定する。

2 設置場所、期間及び開設時間等

(1) 救護本部

- ア 市実行委員会事務局に救護本部を設置する。
- イ 設置期間は、原則として競技種目別大会本部の設置期間とする。
- ウ 開設時間は、原則として競技日程開始時から終了までとするが、緊急事態に対応するため24時間連絡が取れる体制を整備する。

(2) 救護所(競技会場・練習会場等)

- ア 競技種目別大会の各競技会場に設置する。
- イ 練習会場等については必要に応じて設置する。設置しない場合は係員の配置を行う等、万一傷病者が発生した場合の対応を行う。
- ウ 開設期間は、原則として競技種目別大会の競技期間とする。
- エ 開設時間は、原則として競技日程開始時から終了までとする。
- オ 設置する救護所は次のとおりとする。

救護所名	設置場所	設置期間
安来市民体育館救護所	安来市民体育館	8月6日～8月9日

3 宿泊施設における医療救護

宿泊施設における医療救護は、宿泊施設管理者が対応する。

4 各部署・施設等における配備物、業務内容等について（図1参照）

- (1) 救護本部について【別紙1】
- (2) 救護所について【別紙2】
- (3) 移動救護班について
 - ア 配備物等
 - ① 搬送器具
 - ② その他必要な物品
 - イ 業務内容
 - 傷病者の早期発見、救護所への移送及び案内等
- (4) 救護所を設置しない練習会場等について【別紙3】
- (5) 宿泊施設について【別紙4】

5 医療救護業務従事者の心得

- (1) 傷病者に対しては親切かつ迅速な対応に努める。
- (2) 救護所内の環境衛生には常に気を配り、傷病者が十分休養できるよう努める。
- (3) 傷病者のプライバシー保護と守秘義務について十分留意する。
- (4) 救護関係書類の保管及び関係機関等との連絡においては、個人情報の保護に十分注意する。

附則

この要領は、令和7年3月26日から施行する。

【別紙1】

(1) 救護本部について

ア 配備物等

- ① 大会参加者名簿等必要書類
- ② 医療救護に係る記録・報告用紙等
 - ・ 医療機関受診連絡票（救護所を設置しない練習会場等）【様式第3号①】
 - ・ 医療機関受診連絡票（宿泊施設用）【様式第3号②】
 - ・ 1日の取扱傷病者数一覧表（救護本部用）【様式第5号】
 - ・ 競技種目別取扱傷病者数一覧表（救護本部用）【様式第6号】
 - ・ 救護所等設置状況報告書【様式第7号】
- ③ 医療救護に係る連絡先一覧
- ④ その他

イ 業務内容

- ① 競技種目別大会の医療救護に係る救護所等の総括、連絡調整
- ② 救護所への医薬品・医療器具等の配付及び回収
- ③ 救護所等への医療救護に係る用紙等の配付及び回収
- ④ 医療機関を受診する傷病者の関係者（同行者）との連絡調整
- ⑤ 救急搬送された傷病者に関する事項の島根県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）への報告
- ⑥ 競技種目別大会に関する救護記録等の整理、集計及び県実行委員会への報告

ウ 傷病者が発生した場合の手順（図2参照）

- ① 救護所から「救護台帳【様式第2号】」の報告を受け、もしくは救護所を設置しない練習会場等及び宿泊施設からの電話報告を受け（その際、救護本部は報告内容を「医療機関受診連絡票」により整理）、医療機関への搬送方法が救急車又はその他手段による救急搬送だった場合（医療機関の紹介の場合は除く）、県実行委員会へ報告を行う。
- ② 選手・監督等が救急搬送された場合は、都道府県選手団本部へも電話連絡する
- ③ 同行者等から、受診後の状況及び処置結果について聴取した内容について、救護所から報告を受けた傷病者の場合、当該傷病者の「救護台帳」内“救護本部用記入欄”に記録する。救護所を設置しない練習会場等及び宿泊施設から報告を受けた傷病者の場合は、整理した当該傷病者の「医療機関受診連絡票」内“受診結果の連絡を受けた後の記入欄”に記録する。

傷病者が救急搬送された場合、受診後の状況等について県実行委員会へ報告を行う。（選手・監督等の場合など、状況によっては都道府県選手団本部へも電話連絡する。）

※同行者等からの連絡がない場合は、救護本部係員等から連絡する。

④ 県実行委員会及び傷病者関係者等からの問い合わせに対応する体制を整える。

エ 業務記録及び報告等

① 当日の業務終了後、救護所から報告された「取扱傷病者一覧表（救護所用）」と、救護本部で整理した「医療機関受診連絡票」を集計して、「1日の取扱傷病者数一覧表（救護本部用）」を作成し、県実行委員会へ報告する。

② 競技日程終了後、速やかに次の書類を整理し、県実行委員会へ提出する。

（ア）「競技種目別取扱傷病者数一覧表（救護本部用）」

- ・ 救護所で処置した傷病者を集計したもの
- ・ 救護所を設置しない練習会場等に対応した傷病者を集計したもの
- ・ 宿泊施設に対応した傷病者を集計したもの

（イ）「救護所等設置状況報告書」

【別紙 2】

(2) 救護所について

ア 配備物等

- ① 大会参加者名簿等必要書類
- ② 医療救護に係る記録・報告用紙等
 - ・ 救護記録【様式第 1 号①】
 - ・ 救護台帳【様式第 2 号】
 - ・ 医療機関受診結果報告先【様式第 8 号】
 - ・ 取扱傷病者一覧表（救護所用）【様式第 4 号】
- ③ 医薬品、医療器具
- ④ 医療救護に係る連絡先一覧
- ⑤ その他医療救護に必要な物品

イ 業務内容

- ① 応急処置及び必要に応じた救急搬送の要請
- ② 「救護記録」「救護台帳」の作成
- ③ 医療機関を受診する傷病者について「医療機関受診結果報告先」の配付
- ④ 救護本部への報告

ウ 傷病者が発生した場合の手順（図 3 参照）

- ① 収容した全傷病者について「救護記録」に記録する。
- ② 傷病者に対して医師の指示による処置を行った場合「救護台帳」に記録する。
- ③ 傷病者が医療機関を受診する必要がある、救急搬送する場合は、救急車の出動を要請する。救急搬送以外の場合は医療機関を紹介する。
- ④ 医療機関を受診する傷病者の関係者に、医療機関への同行及び受診後の状況を救護本部へ連絡することを依頼する。
- ⑤ 傷病者の搬送後、「救護台帳」を速やかに救護本部へ提出する。

※重篤な傷病が発生した場合は、上記手順によらず、速やかに救護本部へ電話連絡する。

エ 業務の記録及び報告等

- ① 当日の業務終了後、その日取り扱った傷病者を集計し、「取扱傷病者一覧表（救護所用）」に記録し、速やかに救護本部へ報告する。
- ② 当該救護所の閉鎖後、次の書類を速やかに救護本部へ提出する。
 - (ア) 「救護記録」収容傷病者の受付
 - (イ) 「救護台帳」医療機関を受診する必要がなく、救護本部に提出しなかったもの

【別紙3】

(4) 救護所を設置しない練習会場等について

ア 配備物等

- ① 大会参加者名簿等必要書類
- ② 医療救護に係る用紙
 - ・ 医療機関受診記録（救護所を設置しない練習会場等）【様式第1号②】
 - ・ 医療機関受診結果報告先【様式第8号】
- ③ 医療器具（AED、体温計等）
- ④ 医療救護に係る連絡先一覧
- ⑤ その他（救護本部への報告事項一覧等）

イ 業務内容

- ① 傷病者への医療機関の紹介及び救急搬送の要請
- ② 医療機関を受診する傷病者について聞き取り及び「医療機関受診記録」の作成
- ③ 医療機関を受診する傷病者について「医療機関受診結果報告先」の配付
- ④ 救護本部への報告

ウ 傷病者が発生した場合の手順（図4参照）

- ① 傷病者が発生した場合、医療機関の紹介及び必要に応じて救急搬送の要請を行う。
- ② 傷病者が医療機関を受診する（救急車等による救急搬送を含む）場合には、「医療機関受診記録」を記入しながら、傷病者の関係者に傷病者について聞き取りを行う。また、「医療機関受診結果報告先」を配付し、医療機関への同行及び受診後に救護本部へ連絡することを依頼する。
- ③ 傷病者が医療機関へ向かった後（救急車等による救急搬送を含む）、関係者から聞き取った情報（傷病者氏名、同行者氏名、同行者連絡先等）を救護本部へ電話連絡する。

※救護本部は報告を受けた内容を「医療機関受診連絡票（救護所を設置しない練習会場等）」へ整理する。

エ 業務の報告

当該施設（練習会場等）の開設期間終了後、「医療機関受診記録」を速やかに救護本部へ提出する。

【別紙4】

(5) 宿泊施設について

ア 配備物等

- ① 救護本部連絡先及び救護本部への報告事項一覧
- ② 傷病者の関係者（同行者）へ配付する用紙等
 - ・ 医療機関受診結果報告先【様式第8号】

イ 業務内容（宿泊施設管理者へお願いしたい事項）

- ① 傷病者への医療機関の紹介及び救急搬送の要請
- ② 医療機関を受診する傷病者についての聞き取り
- ③ 医療機関を受診する傷病者について「医療機関受診結果報告先」の配付
- ④ 救護本部への連絡

ウ 傷病者が発生した場合の手順（図5参照）

- ① 傷病者が発生した場合、医療機関の紹介及び必要に応じて救急搬送の要請を行う。
- ② 傷病者が医療機関を受診する（救急車等による救急搬送を含む）場合には、救護本部へ報告するため、傷病者の関係者に傷病者について聞き取りを行う。また、「医療機関受診結果報告先」を配付し、医療機関への同行及び受診後の状況等を救護本部へ連絡することを依頼する。
- ③ 傷病者が医療機関へ向かった後（救急車等による救急搬送を含む）、関係者から聞き取った情報（傷病者氏名、同行者氏名、同行者連絡先等）を救護本部へ電話連絡する。

※救護本部は報告を受けた内容を「医療機関受診連絡票（宿泊施設用）」へ記載する。